

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 介護認定審査会(第2条)
- 第3章 保険給付(第3条—第9条)
- 第4章 保険料(第10条—第18条)
- 第5章 介護保険運営協議会(第19条—第21条)
- 第6章 介護サービス利用者への支援(第22条)
- 第7章 罰則(第23条—第27条)
- 第8章 補則(第28条・第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の共同連帯の理念に基づき、加齢に伴い介護を必要とする者が、介護サービスを利用して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、介護保険の円滑な運営に資するため、市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

(委員の定数)

第2条 宝塚市介護認定審査会の委員の定数は、84人とする。

(平12条例44・一部改正)

第3章 保険給付

(特例居宅介護サービス費等の額)

第3条 次に掲げる介護給付及び予防給付の給付額は、規則で定める。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額
- (2) 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額
- (3) 法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額
- (4) 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額
- (5) 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額
- (6) 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額
- (7) 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額
- (8) 法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額
- (9) 法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額

(平18条例14・平20条例11・平24条例25・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第4条 法第50条の規定により同条各号に定める規定が読み替えられる場合における当該規定に規定する市が定める割合は、規則で定める。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第5条 法第60条の規定により同条各号に定める規定が読み替えられる場合における当該規定に規定する市が定める割合は、規則で定める。

(平18条例14・一部改正)

(市特別給付)

第6条 市は、法第62条に基づき、市特別給付として、規則で定める要介護被保険者及び要支援被保険者(以下「市特別給付受給者」という。)に対し、配食サービス費及び特例配食サービス費(以下「配食サービス費等」という。)を支給する。

2 配食サービス費等の額は、配食サービスに要した費用(食材料費等を除く。)を勘案して、規則で定める額の100分の90に相当する額とする。

(市特別給付の支給限度額)

第7条 前条第1項に規定する市特別給付の支給限度額は、規則で定める支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

(市特別給付の額の特例)

第8条 市長が、災害その他規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付受給者が市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認める場合においては、第6条第2項又は第7条の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

(市特別給付の給付制限等)

第9条 法第63条から第69条までの規定は、市特別給付にこれを準用する。

第4章 保険料

(保険料率)

第10条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,200円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 29,200円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 43,800円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,400円
- (5) 次のいずれかに該当する者 65,700円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。)

- (6) 次のいずれかに該当する者 73,000円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 87,600円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 102,200円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

- (9) 次のいずれかに該当する者 116,800円

ア 合計所得金額が600万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

- (10) 前各号のいずれにも該当しない者 131,400円

(平15条例6・平18条例14・平21条例11・平24条例25・一部改正)

(普通徴収に係る納期等)

第11条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月26日まで
- 第7期 1月1日から同月31日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで
- 第9期 3月1日から同月31日まで

- 2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(平21条例11・一部改正)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又はこの条例第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(平18条例14・平21条例11・平24条例25・一部改正)

(保険料の額の通知)

第13条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促)

第14条 保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。この場合の督促手数料は、督促状1通につき60円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、市長は、これを徴収しない。

(延滞金)

第15条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて当該金額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から起算して3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加えた金額を納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 前項の規定により延滞金の額を算定する場合においては、その乗ずる割合は、閏年じゅんねんの日を含む期間についても、納期限の翌日から納付の日までの期間の365日に対する割合をもって計算するものとする。
- 3 市長は、納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合は、延滞金を減免することができる。

(平20条例11・平21条例36・一部改正)

(保険料の徴収猶予)

第16条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに

類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する理由があると市長が認めたとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第18条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、規則で定めるところにより、当該第1号被保険者の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員のうち当該年度分の市民税を課税された者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者及びその属する世帯員の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合には、この限りでない。

(平21条例11・一部改正)

第5章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第19条 介護保険制度の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、宝塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 協議会は、次の掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が介護保険事業の運営上必要と認める事項
(平20条例11・一部改正)

(組織)

第21条 協議会の委員の定数は、13人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人
- (2) 公募による被保険者 3人
- (3) 被保険者で市長が適当と認めるもの 1人
- (4) 保健、医療又は福祉に関係する者 6人
- (5) 関係行政機関の職員 1人

(平14条例54・平24条例2・一部改正)

第6章 介護サービス利用者への支援

(介護サービス利用者への支援)

第22条 市は、要介護被保険者及び要支援被保険者の適切な介護サービス利用を確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 介護サービス利用者の権利擁護に関すること。
- (2) 介護サービス利用者からの苦情又は相談の対応に関すること。
- (3) 介護サービス利用者に対して介護サービス利用に関する情報を提供すること。

第7章 罰則

第23条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第24条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例14・一部改正)

第25条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第26条 偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平18条例14・一部改正)

第27条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第8章 補則

(行政手続条例の適用除外)

第28条 宝塚市行政手続条例(平成9年条例第22号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宝塚市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 宝塚市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

(平25条例9・一部改正)

(委任)

第29条 法令及びこの条例に定めるもののほか、介護保険に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第2条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第10条第3号の規定にかかわらず、36,500円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第10条第4号の規定にかかわらず、51,100円とする。

(平18条例14・平21条例11・平24条例25・全改)

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平20条例11・追加、平21条例11・旧第4条繰上、平25条例50・全改)

附 則(平成12年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第54号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成14年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の第10条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料率について適用し、同年度前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成20年度分までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市後期高齢者医療に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、平成22年1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成23年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第28条第1項の規定は、平成25年4月1日以後にする処分その他公権力の行使に当たる行為について適用し、同日前にした処分その他公権力の行使に当たる行為については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第3条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。